

東大和市
介護予防・日常生活支援
総合事業 事業者連絡会

平成28年11月25日（金）
中央公民館ホール

東大和市福祉部
高齢介護課

本日の予定

- ① 訪問・通所型サービスの類型・基準
- ② 訪問・通所型サービスの単価
- ③ 介護予防ケアマネジメント費・様式
- ④ 市認定ヘルパー研修
- ⑤ 総合事業の事業者指定
- ⑥ 一般介護予防事業
- ⑦ 利用者との契約
- ⑧ 今後のスケジュール
- ⑨ 質疑応答

① 訪問・通所型サービスの類型・基準

訪問型サービス（概要）

	現行相当サービス （予防給付基準と同様）	市独自基準による 緩和型サービス（サービスA）
提供者	訪問介護事業所の訪問介護員	①訪問介護事業所の訪問介護員 ②市の研修を受講した認定ヘルパー
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として身体介助（入浴・排泄等含）の提供で、生活援助（掃除・買物・調理・洗濯等）については、身体介助と組み合わせてサービス提供する場合は可能 ・既にサービスを利用している場合で、サービスの提供が必要な方 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活援助（掃除・買物・調理・洗濯等）の提供 ※身体介護（入浴・外出・排泄・服薬介助等）は提供しない
提供時間/回	内容により異なる	45分～60分 程度/ 回 （記録作成時間含む）

高齢者ほっと支援センター（委託先の居宅介護支援事業所）が、現行相当または緩和型サービスへの利用の判断を行います

訪問型サービス（基準）

	現行相当サービス （予防給付基準と同様）	市独自基準による 緩和型サービス（サービスA）
基準	管理者：常勤・専従1名以上 （兼務可） 訪問介護員等： 常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者： 40人毎に1人	管理者：専従1名以上（兼務可） 従事者：1人以上必要数 訪問事業責任者： 従事者のうち、1人以上必要数
設備	①事業の運営に必要な広さを有する専用の区域 ②必要な設備・備品	

通所型サービス（概要）

	現行相当サービス (予防給付基準と同様)	市独自基準による 緩和型サービス (サービスA)	市独自基準による 短期集中予防サービス (サービスC)
提供する 事業所	通所介護事業所		①老人保健施設 ②通所介護事業所 等
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護と同様のサービス ・生活機能の向上のための機能訓練 <p>※身体機能等により、入浴サービスが必要と判断される方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニデイサービス、運動、レクリエーション等 	<p>3か月程度、運動指導員等の指導に基づき、筋力向上訓練を実施し、身体機能の改善を図る</p> <p>※マシントレーニングを含む</p>
提供時間 /回	施設により異なる	<p>①1時間30分以上 3時間未満 / 回</p> <p>②3時間以上 / 回</p> <p>※施設により異なる</p>	60分～90分程度 / 回 (週2回)

高齢者ほっと支援センター（委託先の居宅介護支援事業所）が、現行相当または緩和型サービスへの利用の判断を行います

通所型サービス（基準）①

		現行相当サービス （予防給付基準と同様）	市独自基準による緩和型サービス （サービスA）
基準	人員	管理者：常勤・専従1名以上（兼務可） 生活相談員・看護職員：専従1人以上 介護職員：利用者15名まで専従1人以上 （15人超は1人につき専従0.2人以上） 機能訓練指導員：1人以上	管理者：専従1名以上（兼務可） 生活相談員：専従1名以上（兼務可） 従事者： ・15人まで専従1名以上 ・15人超は利用者1名につき必要数
	設備	食堂・機能訓練室・静養室・相談室・事務室 の設置が必須 ①食堂・機能訓練室 3㎡×利用定員以上 ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品	食堂・機能訓練室・相談室の設置のみで 可能 ①食堂・機能訓練室 2.5㎡×利用定員以上 ②相談室 ③消火設備その他の非常災害に必要な 設備 ④必要なその他の設備・備品

通所型サービス（基準）②

サービス種別		市独自基準による短期集中予防サービス（サービスC）
基準	人 員	管理者：専従1名以上（兼務可） 従事者： <ul style="list-style-type: none"> ・利用者5人まで 1名以上 ・利用者6人以上10人以下まで 2名以上 ・利用者11人以上20人以下まで 3名以上 資格要件：①運動指導員（健康運動指導士・介護予防運動指導員等）※主な従事者 ②看護師（兼務可）※健康管理を行う ※理学療法士・作業療法士（加算対象）
	設 備	①訓練室 3㎡×利用定員以上 ②必要なその他の設備・備品
そ の 他		実施期間：3か月程度（週2回） 実施時間：1回あたり60～90分 定員：10名程度

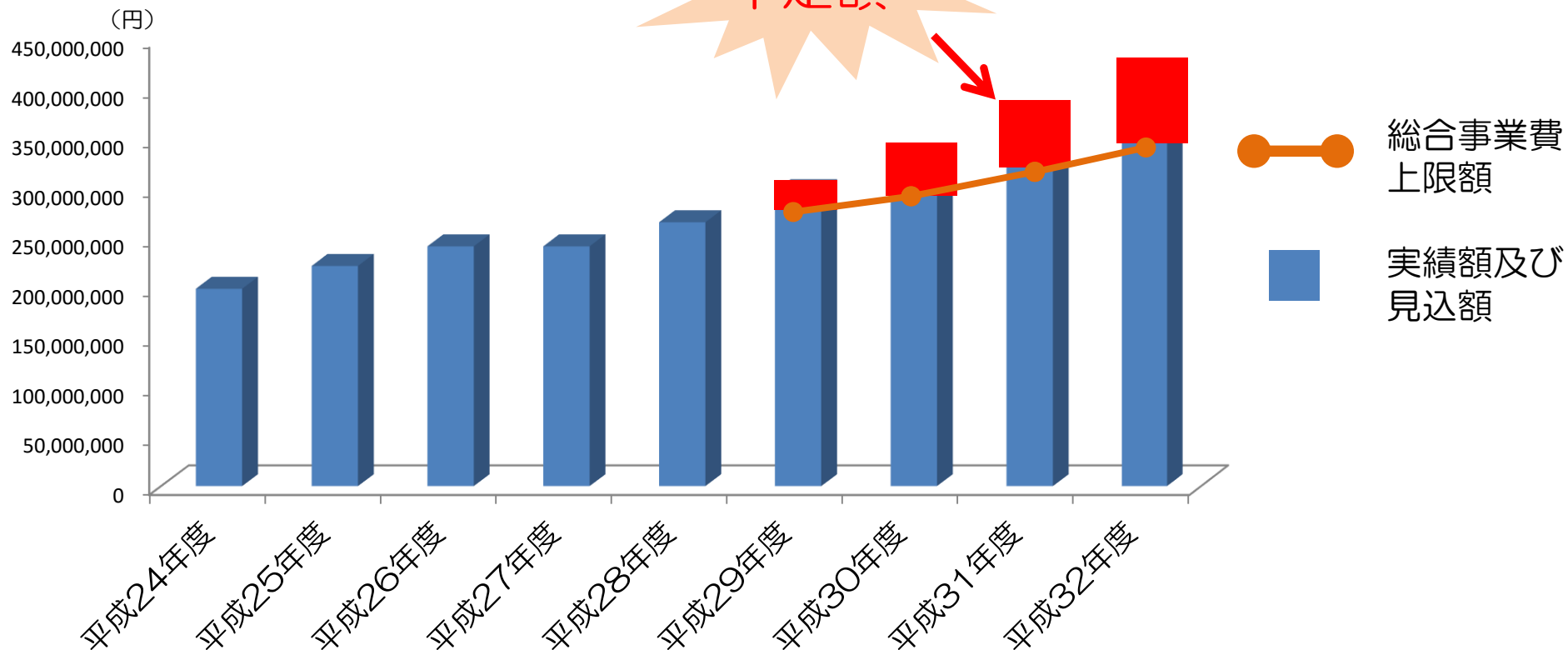
② 訪問・通所型サービスの単価

訪問型・通所型サービスの単価について

- 総合事業の給付費の上限額
 - 地域区分の変更
 - サービス事業者の安定的運営
 - 利用者負担
 - サービス提供基準の緩和
- ⇒これらの要素を考慮し、サービス単価を設定

東大和市における事業費と単価について

事業費実績額と今後の見込額



現行の単価を維持すると、事業費見込額は、
総合事業費上限額を上回る

東大和市における地域区分について

平成26年度までは・・・

サービス種類	地域区分	地域別単価
・訪問型サービス ・介護予防支援	6級地の2	10.35円
・通所型サービス		10.23円



平成27年度からは・・・

サービス種類	地域区分	地域別単価
・訪問型サービス ・介護予防支援	4級地	10.84円
・通所型サービス		10.54円

平成26年度と比較し、訪問型サービスは4.7%、通所型サービスは3%増

東大和市の訪問型サービスの報酬単価

サービス名	単位/回	加算・減算
現行相当サービス	①週1回程度利用	266単位/回
	②週2回程度利用	270単位/回
	③週3回以上利用	285単位/回
基準緩和型サービス	④有資格者	240単位/回
	⑤市認定ヘルパー	213単位/回

・ 現行の介護
予防給付と同様

・ 初回加算

- ・ サービス利用の実情を適正に反映させるために、1 回ごとの単価を採用
- ・ ④有資格者の1 回あたりの単位数は①の9割に設定
- ・ ⑤市認定ヘルパーの1 回あたりの単位数は①の8割に設定
- ・ 1 単位あたりの地域別単価は10.84円

東大和市の通所型サービスの報酬単価

サービス名	単位/回	加算・減算	
現行相当サービス	①要支援1	378単位	• 現行の介護予防給付と同様
	②要支援2	389単位	
基準緩和型サービス	③1時間30分以上3時間未満 (送迎なし)	290単位	• 運動器機能向上加算
	④1時間30分以上3時間未満 (送迎あり)	330単位	
	⑤3時間以上 (送迎なし)	310単位	
	⑥3時間以上 (送迎あり)	350単位	

- サービス利用の実情を適正に反映させるために、1回ごとの単価を採用
- ④の1回あたりの単位は②の8.5割に設定
- ⑥の1回あたりの単位は②の9割に設定
- 1単位あたりの地域別単価は10.54円

東大和市の短期集中予防サービスの報酬単価

サービス名	単位/回	
短期集中 予防サービス	①専門職配置なし（送迎なし）	360単位
	②専門職配置なし（送迎あり）	400単位
	③専門職配置あり（送迎なし）	410単位
	②専門職配置あり（送迎あり）	450単位

※1 単位あたりの単価は10円

専門職配置とは、理学療法士・作業療法士がサービス提供する場合を指します

③ 介護予防ケアマネジメント費・様式

介護予防ケアマネジメント

- 介護予防ケアマネジメントとは、総合事業（訪問型・通所型サービス）のみを利用した場合のケアマネジメントのことです。
- 「介護予防給付のみ」もしくは「介護予防給付＋総合事業」など、予防給付のサービスを利用した場合は、介護予防ケアマネジメントではなく、介護予防支援となります。

例) 福祉用具貸与＋訪問型サービスA⇒介護予防支援
通所型サービスCのみ⇒介護予防ケアマネジメント

- 介護予防ケアマネジメントについては、従来の介護予防支援と同様に、高齢者ほっと支援センターから居宅介護支援事業所への委託が可能です。

介護予防ケアマネジメント費

東大和市では下記のとおり「ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）」と「ケアマネジメントC（初回のみでのケアマネジメント）」を実施します。

介護予防ケアマネジメント		単価
ケアマネジメントA (対象：みなし、緩和型指定サービス)	①基本報酬	370単位
	②初回加算	280単位
ケアマネジメントC (対象：初回1回のみ)	①基本報酬	370単位
	②初回加算	280単位

※地域別単価10.84円/単位で換算

※介護支援専門員への委託は、介護予防支援と同じ割合

介護予防ケアマネジメントの様式について

- 介護予防ケアマネジメントの様式について、予防給付で用いている様式の他に、市町村の任意の様式を使用することも可能と国が示しています。

⇒東大和市の様式は、高齢者ほっと支援センターと協議し決めました。注意点は下記のとおりとなります。

- 従来使っていたものと、様式自体の変更はありません。
- 必須項目を定めました。それ以外の項目は必要に応じて記入するという形式にしました。
- ケアマネジメントA・Cとともに次頁以降の様式を使用します。

ケアプラン様式①【A表】

A表		初回・紹介・継続	認定済・申請中	要支援1・要支援2・総合事業
No.	(介護予防・総合事業)サービス・支援計画表(1/3)			
利用者名				
認定年月日	認定の有効期間	~		
計画作成者氏名	委託の場合: 担当地域包括支援センター			
計画作成事業者 事業所名及び所在地(連絡先)				
計画作成(変更)日	(初回作成日)			
目標とする生活	1日、1週間、 または1月 1年	本人の言葉で書けるように、促しましょう。 短期的目標、長期的目標のどちらかは必ず記入。		
総合的な方針 (生活の不活化の改善・予防のポイント)				
<div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> A表のここまでの項目は、システムの別ページの入力を行うと反映される。 </div>				
<div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 本人の同意を得るようにする。 </div>				
【地域包括支援センター記入欄】			【利用者記入欄】	
担当地域包括支援センター	名称		介護予防サービス・支援計画について同意いたします。	
	意見		年 月 日	氏名
			印	

青枠で囲った項目を記入必須項目とし、その他の項目は任意記入項目とします。

ケアプラン様式②【B表】

B表

No. _____

(介護予防・総合事業)サービス・支援計画表(2/3)

利用者名 _____

計画作成(変更)日 _____

【健康状態について:主治医意見書、検診結果、観察結果等を踏まえた留意点】

主治医意見書、本人の自己申告、検診結果、お薬手帳等で確認し記入。

運動器の機能向上	栄養改善	口腔機能の向上	閉じこもり予防	物忘れ予防	うつ予防

現在の状況	本人・家族の意欲意向	背景・原因	総合的課題	課題に対する目標と具体策の提案	具体策についての本人・家族の意向
運動・移動について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
日常生活(家庭生活)について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
社会参加、対人関係・コミュニケーションについて		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
健康管理について					
その他の事項について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

すべての領域について記入は必要なし。ポイントだけの記載でよい。シンプルに、まとめましょう。

ケアプラン様式③【C表】

C表

No. _____

(介護予防・総合事業) サービス・支援計画表 (3 / 3)

計画作成(変更)日 _____

利用者名 _____

目標	支 援 計 画							
	目標についての 支援のポイント	具体的な支援の内容	*1	サービス種別	サービス提供者 (事業所)	頻度	期間	
		本人の取組						
		家族・地域の支援、民間サービス等						
		介護保険サービス、地域支援事業						
			本人の取組					
			家族・地域の支援、民間サービス等					
			介護保険サービス、地域支援事業					
			本人の取組					
			家族・地域の支援、民間サービス等					
			介護保険サービス、地域支援事業					

*1 予防給付の対象サービス又は介護予防特定高齢者施策の場合は、○をつける。

【本来行うべき支援が実施できない場合: 当面の方針】

④ 市認定ヘルパー研修

市認定ヘルパー研修の目的・手法

- ・ 総合事業においては、多様なサービス主体による多様なサービス提供を図ることで、高齢者への効果的な支援を行うという目的があります。

そのため、市では認定ヘルパーを養成し、訪問介護サービス事業者等への紹介等を行います。

- ・ 認定ヘルパー研修は、国から「市の直接実施」と「民間の研修事業者への委託」という手法が示されており、当市では訪問介護サービス事業者への委託を検討しています。

市認定ヘルパー研修の概要

- 実施方法 委託（訪問介護事業者への委託）
- 研修内容 2日間、約10時間（詳細は次頁）
- 開催回数 年3回（予定）
- 定員 1回あたり20名
- 開催場所 市会議棟等（市が会場を準備）
- ※研修終了後に事業者への紹介を行う予定
- 広報 市ホームページ・市報等
申込書を兼ねたチラシの配布

市認定ヘルパー研修の内容（案）

日程	内容	時間
1日目	①オリエンテーション（市の現状を説明）	20分
	②業務に関する基本法律（介護保険法、個人情報保護法、高齢者虐待防止法）	40分
	③介護予防・日常生活支援総合事業について	30分
	④接遇・コミュニケーション技術	120分
	⑤高齢者の特性	100分
2日目	①求められる役割（自立支援、倫理等）	80分
	②対象者に合わせた生活援助について （援助の基本とポイント、トラブル事例の紹介、虐待への対応等）	160分
	③修了式	30分

※原則として講義形式だが、1日目④、2日目②についてはグループワーク等も想定しています。

市認定ヘルパー研修に関するアンケート

市では、認定ヘルパーの雇用先となる市内の訪問介護サービス事業者様に、この研修を受託して頂きたいと考えております。

⇒別添のアンケートに、受託のご意向をご記入ください。このアンケートを参考に、受託の意向のある事業者に見積依頼を実施する予定です。

受託希望がない場合は、介護職員初任者研修事業の東京都指定事業者に見積依頼を行い、平成29年度の市認定ヘルパー研修を委託します。

⑤ 総合事業の事業者指定

事業者指定関係①

- 総合事業は、保険者（東大和市）が被保険者（東大和市民）を対象として行う事業です。

そのため、東大和市民に対して総合事業のサービスを提供する場合は、保険者である東大和市の指定を受ける必要があります。

（他自治体の市民に対して、サービスを提供する場合は、その自治体の指定を受ける必要があります。）

- 平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業者は、「みなし指定」の事業者となります。

「みなし指定」の事業者は、現行相当サービス（従来の予防給付相当）のみを提供する場合は、東大和市の指定は不要です。

- 「みなし指定」は、平成30年3月31日まで有効です。

事業者指定関係②

■平成27年3月末日時点で介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業者（みなし指定）について

- 市独自基準サービスを提供する場合、東大和市に指定申請を行い、指定を受ける必要があります。
（前ページにも記載いたしましたが、現行相当サービスのみを提供する場合、指定申請は不要です。）

■平成27年4月以降に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者について

- 総合事業のサービスを提供する場合、東大和市に指定申請を行い、指定を受けて頂く必要があります。
（現行相当サービスのみを提供する場合も、指定申請の必要があります）

事業者指定関係③

	現行相当サービス (従来の予防給付相当)	市独自基準サービス (基準緩和サービス、短期 集中予防サービス)
平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けている事業者 (みなし指定)	申請不要	申請必要
平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けた事業者	申請必要	申請必要

事業者指定関係④

■今後のスケジュール

- 指定申請の方法や書式、請求に関する情報（サービスコード等）の詳細については、平成29年1月に市ホームページに掲載予定です。
- 申請の受付は平成29年2月から開始予定です。指定申請の提出期限については、指定を受ける月の2か月前の末日までとする予定です。
例) 平成29年4月1日に指定を受ける場合は、平成29年2月28日までに申請書を提出

⑥ 一般介護予防事業

一般介護予防事業①

一般介護予防事業は、一部の事業を除き、第1号被保険者の全ての方を対象とした事業です。

- 介護予防把握事業

75歳以上の後期高齢者のうち、当該年度当初に奇数歳の方を対象に、基本チェックリストを発送します。



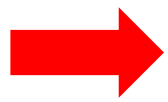
返送頂いた方のうち、現在の二次予防事業対象者に対しては、一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）を案内します。



返送頂けない方については、引きこもりやうつなどの恐れがあることを想定し、見守りぼっくす等に情報提供することを検討しています。

一般介護予防事業②

・介護予防普及啓発活動



平成29年4月から、「はつらつ倶楽部」を廃止し、下記の2教室を開始します。

① 『楽しみマッスル教室』

- 概要：マシントレーニングを含む筋力向上を目的とした教室
- 利用人数：1回あたり10名程度
- 実施期間：1期あたり14回（年3期を予定）
1回あたりのトレーニング時間は90分程度です。

② 『いきいき運動プラス』

- 概要：運動を中心に、専門職による、歯科・口腔衛生に関する講義、栄養に関する講義、脳トレの要素も含んだ教室
- 利用人数：1回あたり20名程度
- 実施期間：1期あたり14回（年3期を予定）
1回あたりのトレーニング時間は90分程度です。

⑦ 利用者との契約

利用者と締結している契約書の変更について

現在、利用者と締結している契約は、**介護予防給付**に係る契約です。

総合事業の訪問・通所型サービスを利用する場合には契約書の変更が平成29年3月31日までに必要となります。

- 総合事業の開始に伴い、**利用者と総合事業としての利用契約を締結する必要があります。**
- **契約書文面案**について平成29年2月頃に市ホームページでお示ししますが、各事業者の契約書本体との整合性を確認したものではありません。各事業者の責任で作成してください。
- 総合事業としてのサービスを提供する前に、利用者に契約内容の変更を説明し、同意の上で再度契約を締結してください。また、報酬体系が変更になりますので、**重要事項説明書**等の取り交わしが必要です。

⑧ 今後のスケジュール

事業移行に向けた今後のスケジュール

日 程	内 容
平成29年1月	市ホームページにて事業者指定申請書公開 コード表公開
↓	
平成29年2月	事業者指定申請書受付開始
↓	市民への周知（市報、市ホームページ） 65歳以上世帯にパンフレットを発送
↓	
平成29年3月	住民説明会
↓	
平成29年4月	事業開始

※スケジュールは今後変更となる可能性があります。

お問い合わせ先

- 東大和市 福祉部 高齢介護課
地域包括ケア推進係
- TEL 042-563-2111
内線1171、1172、1179
- koureikaigo@city.higashiyamato.lg.jp

ご清聴ありがとうございました

